

総社市立総社北小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 令和7年2月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間20件前後である。今後も日々の様子を見守り教育相談等を活用していじめ予防、早期発見に努める。
- ・友達へのからかいや悪口に起因する児童間トラブルが原因となっているものが多く、近年ではインターネット上のトラブルなども発生しつつある。
- ・スマートフォンやタブレット端末を所持している児童が高学年を中心に増えてきている。児童のネット利用も増えてきたためデジタル・シティズンシップやメディアリテラシーに関する指導も必要となりつつある。
- ・現在生徒指導担当者を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには教職員が連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。またいじめの早期発見や認知、適切な対処、対応能力や学級経営力の向上などのための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には生徒指導主事(生徒指導担当)以外にもSC, SSW, 各学年の生徒指導部員も参加、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめの未然防止に向け「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を中心とした児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」(6月)や「人権週間」(12月)において、「いじめは決して許されない」との理解を促し、トラブルを進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・あいさつ運動や協同学習、ピア・サポート、道徳教育などを通して、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係づくりの素地を養う。
- ・いじめの早期発見のために月1回のアンケート、教育相談週間を実施するとともに教職員間で得られた情報の共有を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をHPに掲載し学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用した人権について考える場を設定し取組の改善に生かす。
- ・学校評議員会、PTA運営委員会、泉駐在所管内連絡協議会等、保護者や地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・北小学校校内ルールについてのおたよりや教育相談だよりにいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<開催時期>

6月、10月、1月、問題発生時

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
SC, SSW
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、特別支援学級担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

<学校側の窓口>

・教頭

<連携機関名>

総社警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施

<定期的な情報交換、連絡会議の開催>

<学校側の窓口>

・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未然 防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、いじめの早期発見や認知、適切な対処、対応能力や学級経営力の向上やICTサポーターから児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (児童会・学級活動) ・児童自ら「いじめについて考える週間」などの活動を考え、主体的に人とのつながりを深めるための取組を進める。 (だれもが行きたくなる学校づくり) ・協同学習やSEL、道徳の授業、縦割り班活動や兄弟学年でのピアサポート活動、品格教育・PBISなどを通して、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるためのデジタル・シティズンシップやメディアリテラシー(情報モラル)に関する授業を系統的に各学年で行う。 ・生活規律・学習規律系統表(きらめきEAST)の完全実施により規律正しい学校生活を保持する。 ・人権教育、道徳教育の充実により心の育成を図る。 ・共生社会の実現に向けてジェンダーや障がい者理解を深める。
	(実態把握) ・児童の生活実態把握のためのアンケートの毎月実施と教育相談(アセスも活用)の毎学期実施をすることで、児童の生活の様子を十分把握する。また、その際、児童のネットの利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。 (相談体制の確立) ・教育相談担当の教職員を児童に周知する。全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行う。養護教諭やSCなどと連携して情報共有することにより、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・週1回の生徒指導連絡会をもち定期的に児童の様子を全教職員が共有し、児童の気になる変化や行為があつた場合教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭との連携) ・いじめの積極的な認知につながるよう、電話や連絡帳等を活用して保護者と連絡を密にとり様子の把握に努める。
	(いじめの有無の確認) ・児童がいじめを受けているとの通報を受けたりその可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するためいじめ対策委員会を開いて対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。 (いじめられた児童・保護者への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』こと」の2点の確認に基づいて判断し、それまで必要な見守り等を継続する。 ・家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、専門スタッフ(SC,SSW等)の協力を得ながらきめ細かく対応する。 (いじめた児童・保護者への指導) ・いじめた児童に対してはいじめは絶対に許されない行為であり相手の心身に及ぼす影響等があることに気付かせるなど、適かつ毅然とした対処を行うとともに当該児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者に伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めれる。
	(あいさつ) ・共感的な人間関係の育成ができるようどのようなあいさつが良いか考える機会をつくる。 (健康観察) ・毎朝の健康観察により児童の体調や変化を見取り、指導に活かす。 (環境整備) ・安全・安心な風土の醸成のため学習規律や校内ルールを守ることができるよう指導する。 (授業改善) ・授業の中で共感的な人間関係を育み、互いの考えを肯定的に認め合い尊重する子を育てる。また、自己決定の場を提供し、主体的に取り組む子を育てる。 ・自分も一人の人間として大切にされているという自己有用感を児童が実感することができるよう、全員が応答できるような発言・助言をする。 (出前授業の活用) ・外部講師の話を聞いたり体験したりすることにより、学校内だけでは得られない知識を得たり新しい経験を積んだりすることができるようになる。
④ 日々 の取 組	